

関西の日本遺産ウェブサイト制作業務委託に係る企画提案仕様書

1 業務名

関西の日本遺産ウェブサイト制作業務

2 業務目的

関西の日本遺産の情報を発信することにより、関西の多彩な魅力を発信する。

3 業務内容

2の目的を達成するために、関西の日本遺産が有する魅力を最大限活用したウェブサイトを構築すること。なお、関西の日本遺産の範囲は、関西広域連合を構成する府県、政令市内の認定された日本遺産及び認定に向けて取り組まれている文化財等とし、本年度の作成対象は、27年度及び28年度に認定及び申請された関西の日本遺産とする。

(1) サイト設計

- ア ユーザーの誰もが目的の情報に快適にたどりつけるようにサイトを構築し、その管理・運営を行うこと。
- イ PC、スマートフォン、タブレット端末などに対応するよう設計すること。
- ウ Internet Explorer、Google Chrome、Firefox、Safari の各ウェブブラウザに対応するよう設計すること。
- エ トップドメインは新規取得すること。
- オ 対応言語は、日本語と英語とする。なお、英語についてはネイティブチェックを実施すること。

(2) ホームページの企画・デザイン

- ア ユーザビリティ及びアクセシビリティなどに配慮したホームページ全体の企画デザインを行うこと。
- イ ウェブサイトとして、標準化・統一化されたデザインとすること。
- ウ スマートフォンや携帯端末を意識したレスポンシブルデザインとすること。
- エ 関西の日本遺産のイメージを感じ取れるデザインとすること。
- オ 関西の日本遺産の情報を収集し、サイト作成する上で必要な画像等はすべて受託者が用意すること。なお、使用する著作物については、適切に著作権の管理がされていること。
- カ 地図情報サービスを使用したコンテンツ内への地図の表示など、地図情報との連携サービスが利用できること。
- キ 掲載情報について「テーマ・類型」「エリア（地域）」等による検索機能があること。
- ク 毎年新たに認定される関西の日本遺産の情報を追加更新できるシステムとすること。
- ケ 適切なSEO対策を講じること。

(3) サーバの構築及びセキュリティ対策

- ア ウェブシステムのためのサーバを準備すること。
- イ 構築にあたっては十分なセキュリティ対策を講じること。また、データ改ざん防止や情報

漏えい対策が十分に講じられていること。

4 システム及びサーバ保守

- (1) 当該システムを5年間維持及び毎年認定される関西の日本遺産を追加更新することとした場合に、構築または制作したサーバ環境、システム及びサイトに対しての維持管理・更新作業内容を説明すること。
- (2) (1)を実施する上で、次年度以降に必要となる費用について、見積もりに記載すること。ただし、本経費は今回の委託金額には含まれない。
- (3) サイトの異常または障害が発見された際には、直ちに関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局文化企画課へ連絡し、復旧手段について万全を期す体制及び運用が可能であること。また、障害発生時には、速やかに原因を調査の上、報告書を提出すること。

5 成果品

次の成果物を電子データおよび印刷物で納品すること。

- ・デザイン・テンプレートデータ等一式：1部
- ・ドキュメント一式（サイトマップ、実装仕様書）：1部

6 納入場所

受託者が用意したサーバ内にデータを納入すること

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 業務を遂行する上で、必要な資料、画像等は、原則受託者において入手するものとし、画像等の掲載に係る許可申請手続き及び掲載内容に係る各関係団体との交渉・調整を行うこと。
- (3) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 特定された受託者は、本事業の実施に際し支出したすべての経費の領収書等を5年間保管し、委託者から指示があった場合には、速やかにこれを提出すること。
- (7) 委託料の支払いに係る振込手数料は、受託者の負担とする。
- (8) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者に帰属する。また、受託者は成果品について、著作者人格権を行使しない。
- (9) 本業務仕様書に定めのない事項やその他調整を要する事項については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (10) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整することとする。